

堺市経済振興指導団体事業補助金交付申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者
所在地
団体名
代表者職氏名
代表者生年月日
代表者住所

年度堺市経済振興指導団体事業について、次のとおり補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補 助 金 交 付 申 請 額	円
申 請 理 由	
経 理 担 当 者	
添 付 書 類	1 役員情報届出書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 前年度決算書 5 役員名簿 6 定款又は会則 7 その他市長が必要と認める書類

(様式第 1 号の 2)

役 員 情 報 届 出 書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者

団体名

代表者職氏名

堺市補助金交付規則第 4 条の規定により、補助金の交付申請を行うにあたり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

《役員情報》

(ふりがな) ()

役員等氏名 :

生 年 月 日 :

住 所 :

(ふりがな) ()

役員等氏名 :

生 年 月 日 :

住 所 :

(ふりがな) ()

役員等氏名 :

生 年 月 日 :

住 所 :

《変更の場合：理由》

年度

事業計画書

団体名

項 目	計 画 内 容 の 説 明

- 1 項目欄は、事業や行事名その他補助事業の内容に合わせて記入すること。
- 2 事業計画の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

年度

収支予算書

団体名

収入

(単位 円)

収入の種類	予算額	内容説明(算出基礎等)
1	※	
2 堺市補助金		
3		
4		
収入合計		

支出

(単位 円)

項目	予算額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明(算出基礎等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

堺市経済振興指導団体事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

堺市長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市経済振興指導団体事業補助金
補助金交付金額	¥	円	
交 付 予 定 時 期	金額一括	年	月
	分割 1 回目	年	月
	2 回目	年	月
	※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。		

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く）し、又は補助事業を中止、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則（平成１２年規則第９７号）の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

堺市経済振興指導団体事業補助金返納・返還命令通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

堺市長

年 月 日付けで交付決定・確定通知した下記の補助金について、次のとおり返納・返還するよう通知します。

返納・返還すべき金額		円
返納・返還期限	年 月 日まで	
返納・返還方法	別紙返納通知書による。	

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市経済振興指導団体事業補助金
交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知		第 号
補助金交付決定額	円		
確 定 通 知	年 月 日付け通知		第 号
補助金確定通知額	円		
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日 交付		円
	年 月 日 交付		円
	計		円
返 納 ・ 返 還 事 由			

- 1 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)第9条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第18条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- 2 堺市補助金交付規則第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- 3 補助金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。

堺市経済振興指導団体事業補助金実績報告書

年 月 日

堺 市 長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市経済振興指導団体事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市経済振興指導団体事業補助金
交 付 決 定	年 月 日	付け通知	第 号
補助金交付決定額	円		
実 績 の 概 要 (内容、効果等)			
添 付 書 類	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類		

年度

事業実施報告書

団体名

項 目	実 施 内 容 の 説 明

- 1 項目欄は、事業や行事名その他、補助事業の内容に合わせて記入すること。
- 2 事業実施の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

年度 収支決算書

団体名

収入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
1	※	
2 堺市補助金		
3		
4		
収 入 合 計		

支出 (単位 円)

項 目	決 算 額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明(算出基礎等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支 出 合 計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

堺市経済振興指導団体事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

申請者

_____ 様

堺市長

年 月 日付けで交付決定のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市経済振興指導団体事業補助金
補助金交付決定額	円		
補 助 金 確 定 額	円		

堺市経済振興指導団体事業補助金交付請求書

年 月 日

堺 市 長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市経済振興指導団体事業補助金について、堺市補助金交付規則第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市経済振興指導団体事業補助金
交 付 決 定 通 知		年 月 日付け通知		第 号
補助金交付決定額		円		
確 定 通 知		年 月 日付け通知		第 号
補助金確定通知額		円		
内 訳	既 受 領 額	円		
	今回請求額	円		
	残 額	円		

振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫
	支店
預 金 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (申請者と同一名義)	ふりがな

- 1 補助金の交付請求の期日は、次のとおりとする。
- (1) 確定払の場合 補助金の確定通知を受けた日から起算して 30 日以内
- (2) 概算払の場合 補助金の決定通知を受けた日から起算して 30 日以内

堺市経済振興指導団体事業補助金精算書

年 月 日

堺 市 長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市経済振興指導団体事業補助金について、下記のとおり精算します。

記

概 算 払 額	円
確 定 額	円
精 算 額	円

堺市経済振興指導団体事業補助金変更交付申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者
所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市経済振興指導団体事業について、次のとおり内容の変更とそれに伴う補助金の交付額の変更を関係書類を添えて申請します。

補 助 金 交 付 額 申 請	円
補 助 金 交 付 額 変 更 申 請	円
申 請 理 由	
経 理 担 当 者	
添 付 書 類	①事業計画書＜変更前＞ ②事業計画書＜変更後＞ ③収支予算書 ④その他市長が必要と認める書類

事業計画書＜変更前＞

団体名

項 目	計 画 内 容 の 説 明

- 1 項目欄は、事業や行事名その他補助事業の内容に合わせて記入すること。
- 2 事業計画の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設ける等変更すること。

事業計画書＜変更後＞

団体名

項 目	計 画 内 容 の 説 明

- 1 項目欄は、事業や行事名その他補助事業の内容に合わせて記入すること。
- 2 事業計画の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設ける等変更すること。

(単位 円)

収入の種類	変更前 予算額	変更後 予算額	差額 (変更後－変更前)	内容説明（算出基礎等）
1	※			
2 堺市補助金				
3				
4				
収入合計				

(単位 円)

項 目	変更前 予算額	左のうち 堺市補助 金充当額	変更後 予算額	左のうち 堺市補助 金充当額	予算差額 変更後－ 変更前)	補助金充 当額差額	内容説明（算出基礎等）
支出合計		※					

※は、それぞれ一致するものとする。

堺市經濟振興指導団体事業補助金變更交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

堺市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市経済振興指導団体事業補助金
変更前 補助金交付金額	円		
変更後 補助金交付金額	円		
交付予定時期	金額一括 年 月		
	分割	1回目	年 月
		2回目	
※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。			

- 1 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く）し、又は補助事業を中止、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。
 - (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
 - (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。